

かにえ地域クラブ指導者募集要領

1 趣旨（目的）

蟹江町では、国が推進する「学校部活動の地域展開（地域連携）」に取り組んでおり、まずは休日の部活動について行うこととしている。この事業を円滑且つ持続可能なものにするためには、その活動を担う指導者の確保が重要であると捉えている。

よって、指導者については、初めに参加者（中学生）に近い存在である、学校の教職員（兼職兼業）から、クラブ活動の指導者を募ることから始めるが、教職員の負担軽減と事業継続のため、最終的には教職員以外の者（指導を希望する職員は除く）で、指導を担うことが望ましい。本要領は、適切な人材を確保するため、かにえ地域クラブ活動での指導を希望する者の募集について、必要な事項を定めるものである。

2 職務

指導者は、蟹江町の「かにえ地域クラブ（学校部活動の地域展開）」に関するガイドラインに基づき、次にあげる業務を行う。

- (1) 技術指導及び青少年健全育成に係る指導
- (2) 実施主体クラブの管理運営
 - ・参加者の出欠確認及び活動報告（活動計画）
 - ・事故、けが等の緊急時における現場対応等
 - ・活動における施設の施錠や用具等の点検・管理
- (3) 学校外での実施主体クラブ活動に係る参加者の引率
- (4) その他、蟹江町教育委員会及びかにえ地域クラブ運営本部が必要と認める業務

3 応募要件

次の(1)から(6)までに掲げるいずれの要件にも該当する者とする

- (1) 青少年の健全育成に十分な理解を有し、申請時において18歳以上の者（但し、高等学校及び専修学校等、これに準ずる学校に在籍する者は除く。）で、原則、蟹江町在住または在勤者
- (2) 過去の指導で体罰やハラスメント等で指導者として不適格と認められる事項がないこと
- (3) 指導する種目に関する専門的な知識や技能を有し蟹江町の「かにえ地域クラブ活動（学校部活動の地域展開）」に関するガイドラインに沿った指導ができる者
- (4) 以下のいずれかに該当する者
 - ア 過去に小学校、中学校、高等学校で教員をしていた者、または教員免許を有している者で指導しようとする種目の指導または競技経験がある者
 - イ 蟹江町スポーツ協会、蟹江町スポーツ少年団、蟹江町文化協会、蟹江町内の中学

校のいずれかの長から推薦がある者

ウ 実業団またはプロスポーツチームで競技経験または指導経験がある者

エ 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有している者

オ 現職の公立学校職員で指導経験があり、管轄の教育委員会の承認を得た者

カ その他、スポーツ・文化芸術に関する専門的な知識・技能を有し、指導歴または競技歴がある者で、蟹江町教育委員会が適当と認める者

(5) 次のいずれにも該当しない者

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、またその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 懲戒免職の処分を受けその処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 暴力団あるいは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者

(6) 蟹江町教育委員会が指定する研修会（愛知県教育委員会、海部地方教育事務協議会、各種目の資格認定団体等が実施）及び普通救命講習Ⅰへ必ず参加できること

4 募集期間

令和8年4月1日の施行日以降、随時募集

5 募集する種目

蟹江町立中学校に設置がある次の種目とする。

ただし、令和9年度以後は、新しいクラブ（種目）を設置する場合もある。

- 野球 ○バレーボール ○バスケットボール ○ソフトテニス ○卓球
○剣道 ○ハンドボール ○ソフトボール ○サッカー ○吹奏楽

6 応募・登録・採用

(1) かにえ地域クラブ活動の指導者への応募と登録

指導を希望する者は、かにえ地域クラブ指導者 情報登録書（様式1）に必要事項を記入し、かにえ地域クラブ運営本部（総合型地域スポーツクラブ「生き生きかにえスポーツクラブ」）（以下、「運営本部」という。）または、蟹江町教育委員会生涯学習課へ提出すること。

なお、3の応募要件(4)イに該当する応募者は、必ず、かにえ地域クラブ指導者（候補者）推薦書（様式2）を添付すること。

<提出方法>

●窓口へ持参する場合

蟹江町教育委員会 教育部 生涯学習課へ申請書を持参すること。

場所：蟹江町体育館内

ただし、毎週月曜日・年末年始を除く午前9時～午後5時までに限る。

●メール送付の場合

◎かにえ地域クラブ運営本部

(総合型地域スポーツクラブ「活き生きかにえスポーツクラブ」) のアドレスに申請書データ (PDF) を送付すること。

アドレス：ikiksc@tenor.ocn.ne.jp

送付時の件名は

「かにえ地域クラブ指導者 応募 (氏名 ○○ △△)」とする。

●郵送の場合

次の宛先に郵送すること。

宛先：郵便番号 497-0050

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目2番地

蟹江町体育館内 生涯学習課 あて

提出された書類は、運営本部等が内容の確認を行い、不備が無い場合は、「指導者候補者リスト」(以下、「候補者リスト」という。)に登録する。その後、運営本部より、登録された旨を応募者に通知することとする。

ただし、この時点では採用決定ではないので、その旨、留意すること。

(2) 登録後から採用までの流れ

ア 応募者の情報については、運営本部、蟹江町教育委員会及び町立中学校が共有するとともに、その候補者リストの中から、運営本部が実施主体クラブ活動の内容等に合致する者を選出し、その者に対して、面談(ヒアリング)を実施する。

<面談者>

- ・運営本部の代表者
- ・部活動地域移行コーディネーター
- ・蟹江町教育委員会の代表者

イ 面談の結果(採用の可否)については、運営本部より文書にて通知を行うが、採用にいたらない場合の理由については回答しない。

また、採用までいたらなかった当該応募者の情報の取り扱いについては、(3)の登録

内容の変更及び取り消しのアに基づくものとする。

ウ 採用決定を受け取った者は、承諾書の提出を始め必要な手続きを経たうえで、かにえ地域クラブの指導者としての活動することができる。

また、採用後は、年に1回、運営本部との人事面談を行うこととする。

(3) 登録内容の変更及び取り消し

ア 候補者リストへの登録期間は、応募の受理日が属する年度を含めた3年間とする
3年を過ぎた場合は、その情報は無効となる為、継続して候補者リストに登録を希望する者は、改めて応募する必要がある。

イ 指導者候補者リストに登録された者の情報に変更が生じた場合や、自ら候補者リストからの削除を希望する場合については、本人が速やかに運営本部へ申し出るものとする。指導者についても、同様とする。

ウ 運営本部は、採用された者が、以下の①から③までのいずれかに該当する場合、当該指導者を解雇及び指導者候補者リストから抹消することができる。

抹消された指導者は、再び、応募することはできない。

- ① 「3 応募要件」に定める要件に該当しなくなった場合
- ② 応募の際の記載内容等に虚偽があった場合
- ③ その他、指導者として不適格であると判断できる事由があった場合

7 勤務条件等について

指導者の勤務条件等については、以下のとおりとする。

- (1) 活動日・・・土曜日、日曜日、祝日のいずれかの日
- (2) 時間・・・1日3時間程度とし、1か月1～4回程度（各種目の計画による）
- (3) 謝礼・・・1時間 1,600円とする（所得税、交通費含む）
- (4) 採用期間・・・原則、採用日からその年度の3月31日までとする。

ただし、採用期間中に運営本部と人事面談を行い、継続して採用することが妥当だと判断された場合は、この限りでない。

- (5) その他・・・①指導者の保険は、運営本部の負担により加入とする。
②ガイドラインを遵守し、運営本部の指導監督のもと誠実に活動すること。
③かにえ地域クラブ活動で知り得た情報（個人情報含む）については、他に漏らしてはならない。また、その職務を終えた後も同様とする。

8 ソーシャルメディア等への投稿について

指導者個人において、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）や、動画サイト・インターネット上の掲示板等で以下のような行為は禁止とする。

- (1) かにえ地域クラブ活動の様子を写真や動画で投稿する。
- (2) クラブ活動で知り得た、参加者や他の指導者等の情報や、誹謗中傷を投稿する。

9 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 取得した個人情報等については、紛失や漏洩などが発生しないよう十分な注意を払うとともに、学校部活動地域展開推進事業以外には使用しない。
- (3) かにえ地域クラブの指導者は、指導者候補者リストの中から必要に応じて採用するものであり、登録済みであっても必ず採用を保障されるものではない。
- (4) この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

10 施行期日

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

